

## I 自立の促進

### ○ 自立して活動することができるよう 環境整備を図る

#### 【主な取組】

- ・ 制度の積極的な周知広報により会員・寄附の増大
- ・ 寄附に関する規制の緩和(平成29年10月～)
- ・ 民間基金の後押し
- ・ 差止成果事例集の作成・公表

## II 事務負担軽減

### ○ 差止請求等に注力することを可能とする

#### 【主な取組】

- ・ 提出書類(認定・更新の際の活動実績書類、役員の住所変更届出)の負担軽減(平成28年9月～)
- ・ 適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長(平成29年10月～)

## III 情報面の支援

### ○ 活動に役立つ被害情報の提供

#### 【主な取組】

- ・ 事業者に関する消費生活相談情報(PIO-NET情報)の提供
- ・ 急増指標の提供(平成28年9月～)
- ・ 地方公共団体との情報提供に関する覚書の締結の促進(契約書面の入手)
- ・ PIO-NET情報の開示範囲の拡大(平成31年4月～)

## IV 財政面の支援

### ○ 財政的な支援を実施することにより、 団体の活動を促進させる

#### 【主な取組】

- ・ 国セン法改正(国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押えの担保を立てることができる措置)(平成29年10月～)
- ・ 平成31年度予算に消費者団体訴訟制度の機能強化のために0.4億円を計上
- ・ 地方消費者行政強化交付金による支援

平成30年度  適格消費者団体の設立支援 (新潟)  
 特定適格消費者団体の設立支援 (愛知、岡山)